

インボイス発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（1/2）

一言解説

インボイスを発行する小規模個人事業者は、令和9年分及び10年分の申告で3割特例が適用できます。

1. 概要

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書（インボイス）発行事業者として課税事業者になる場合には、売上げに係る消費税額から売上税額の8割を乗じた額（特別控除税額）を控除した金額を納付税額とすることができます（以下「2割特例」（※）といいます。）あります。今回、**小規模個人事業者**であるインボイス発行事業者については、**特別控除税額を売上税額の7割として納付税額を計算する措置が2年に限り（令和9年分・10年度分）適用できることとなりました。**

（※）2割特例は、インボイス発行事業者の登録がなかったとしたならば、消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間を対象としているので、基準期間における課税売上高が1千万円を超えるような課税期間については適用することはできません。

（例）免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けている場合（イメージ）



（例）免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受けている場合（イメージ）

法人には3割特例の適用はありません



適用時期

令和9年分及び令和10年分申告において適用

留意事項

3割特例は個人事業者のみ適用可能で、法人は対象外です。

適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（2/2）

2. 改正の内容

- (1) 個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となつたこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられることとなる課税期間に限ります。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- (2) 適格請求書発行事業者が上記(1)の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとします。
- (3) 上記(1)の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を認めます。
- (4) 現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記(1)～(3)と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間から本措置を適用できることとします。